

○ 船主相互保険組合法施行規則（昭和二十五年大蔵省・運輸省令第二号）（第四条関係）

改正案	現行
（貸借対照表の公告） 第四十五条 組合が法第四十四条の五第五項の規定による公告（同条第七項の規定による措置を含む。以下この条において同じ。）をする場合には、次に掲げる事項を当該公告において明らかにしなければならない。 一 継続企業の前提（当該組合が将来にわたつて事業活動を継続するとの前提をいう。）に関する注記 二七（略）	（貸借対照表の公告） 第四十五条 組合が法第四十四条の五第五項の規定による公告（同条第七項の規定による措置を含む。以下この条において同じ。）をする場合には、次に掲げる事項を当該公告において明らかにしなければならない。 一 継続企業の前提（当該組合の事業年度の末日において、財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他組合が将来にわたつて事業を継続するとの前提をいう。）に関する注記 二七（略）

○ 船主相互保険組合法施行規則（昭和二十五年大蔵省・運輸省令第二号）（第四条関係）

改正案			現行
別紙様式第1号（第27条関係） （日本工業規格A4） （略）			別紙様式第1号（第27条関係） （日本工業規格A4） （略）
第1（略）		第1（略）	
第2	年度（ 年 月 日現在）貸借対照表 （略）	第2	年度（ 年 月 日現在）貸借対照表 （略）
（記載上の注意）			（記載上の注意）
1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。			1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
<u>（1） 継続企業の前提（組合が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項</u>			<u>（1） 継続企業の前提（財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他組合が将来にわたって事業を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</u>
<u>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</u>			<u>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</u>
<u>② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策</u>			<u>② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無</u>
<u>③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由</u>			<u>③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための理事の対応及び経営計画</u>
<u>④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別</u>			
<u>(2)～(16)（略）</u>			<u>(2)～(16)（略）</u>
<u>2～5（略）</u>			<u>2～5（略）</u>
（以下略）			（以下略）

○ 船主相互保険組合法施行規則（昭和二十五年大蔵省・運輸省令第二号）（第四条関係）

改正案		現行	
別紙様式第2号（第46条関係）		別紙様式第2号（第46条関係）	
貸借対照表（ 年 月 日現在）の要旨 （略）		（日本工業規格A4） 貸借対照表（ 年 月 日現在）の要旨 （略）	
（記載上の注意） 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるよう記載すること。 <u>(1) 継続企業の前提（組合が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項</u> ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策 ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 <u>④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別</u> (2)～(5) （略） 2・3 （略） (以下略)		（記載上の注意） 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるよう記載すること。 <u>(1) 継続企業の前提（財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他組合が将来にわたって事業を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</u> ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無 ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための理事の対応及び経営計画 <u>④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無</u> (2)～(5) （略） 2・3 （略） (以下略)	